

無料収集

1 キッチンの油と貝殻と調理くず

ようび曜日

廃食用油
油が冷めてからペットボトルや購入時のボトルなどに入れて「油」と書きます。

貝殻
ホタテの貝殻、ホッキの貝殻、アサリの貝殻、カキの貝殻など

調理くず
生ごみを堆肥化されているご家庭は引き続き自己処理願います。

生ごみの自己処理のご協力をお願いします
「調理くず」は「生ごみ全般」ではありません。「調理時に不要となる野菜のくず、果物の皮・種、卵の殻」に限ります。調理後の残飯や魚類、肉類は対象外となります。食物以外の割り箸、アルミホイル、つまようじなども対象外です。コンポストなど自己処理が可能な調理くずは、引き続きご家庭での堆肥化をお願いします。

出してはいけないもの
残飯、肉、魚、割り箸やアルミホイルなど食物以外のもの、身のついた貝殻

目の中身を取り除き、水で洗ってください。

2 紙製容器包装・雑がみ

紙 マークが付いている紙製の容器や包装の他、不要となった雑がみ類が対象です。

紙製容器包装
トイレットペーパーの芯、ラップやシールドラップなどの外箱、食品などの外箱、紙製の容器、紙製の箱、紙袋

雑がみ
パンフレット、コピー用紙、ティッシュの外箱、コピー用紙、ティッシュの外箱

※汚れのひどいもの、ビニール加工されているものは⑩もえないごみへ。

3 家庭の枝・木くず

ようび曜日

まとめてしぼります(1回5束以内)

家庭や庭先で不要になった、50cm以下を目安に切った枝、木くず、丸太

枝、丸太、木くずはそれぞれ別々にひもで直径30cm以内のサイズを目安にまとめてしぼってください。

雑草、落葉類

毎箱毎に分けてレジ袋などの透明または半透明の袋に入れてください。(1回45リットルサイズ5袋以内)

6 新聞

ようび曜日

新聞専用袋で出してもかまいません。

新聞専用袋

十字にしぼります

晴れた収集日に出してください。

8 ダンボール

ようび曜日

まとめてしぼります

ビニール、金具などは取りはずしてください。

晴れた収集日に出してください。

4 危険ごみ

ようび曜日

爆発危険物
スプレー缶

火災危険物
マッチ(未使用)、ライター、花火(未使用)

水銀含有物
水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計

レジ袋などの透明または半透明の袋が見える袋に入れて「きけん」と書きます。

火災を予防するため使い切ったスプレー缶は、必ず穴をあけてください。

5 小型家電

ようび曜日

次のサイズ以内の小型家電が対象です。

30cm以下、40cm以下、30cm以下

小型家電のサイズ

レジ袋などの透明または半透明の袋が見える袋に入れて「こがた」と書きます。

電池は必ずして④危険ごみへ。

・電池、バッテリーは取り外してください。ただし、内蔵されていて容易に取り外せない場合はそのまま差し支えありません。
・CDやビデオテープ等の記録媒体は混ぜないでください。
・個人情報が含まれているものはあらかじめ消去してください。

7 雑誌

ようび曜日

「紙製容器包装・雑がみ」とは別にひとまとめでしてください。

十字にしぼります

晴れた収集日に出してください。

9 紙パック

ようび曜日

十字にしぼります

このマークを目印に分別してください。

①水でゆすぐ ②乾燥させる ③水でゆすぐ ④乾燥させる

晴れた収集日に出してください。

10 きれいな古繊維

ようび曜日

レジ袋などの透明または半透明の袋が見える袋に入れて「せんい」と書きます。

次のごみは無料収集できません。
座布団、枕、雑巾、スリッパ、便座カバー、ビニール合羽、ストッキング、タイツ、靴下、下着(一部を除く)、濡れた物、汚れた物は⑩もえないごみです。
布団、じゅうたん、毛布などの平たいものは⑩粗大ごみです。(指定容器に入る)

11 使えるくつ・かばん

ようび曜日

破損や汚れがないきれいなスニーカー、革靴、ショルダーバッグ、ランドセル、リュック、財布など

ヘアバンド、シュシュ、ベルト、アクセサリー類

レジ袋などの透明または半透明の袋が見える袋に入れて「くつ」または「かばん」と書きます。

次のごみは無料収集できません。下駄、草履、スニーカー、スケート靴、汚損しているものは⑩もえないごみです。

海外で再使用されますので、使えないものは⑩もえないごみに

有料収集

12 プラスチック製の容器包装

このマークを目印に分別してください。

容器、包装でプラスチック製のものが対象です。

食べ物や飲み物のプラスチック容器は水でゆすいでください。

カップ類
レジ袋

ボトル類
チューブ類

ふた類
発泡スチロール

トレイ類
フィルム類

その他プラスチック製の容器包装
ポット

くたものネット

13 もえるごみ

燃えから
衛生用品

たばこの吸い殻
写真

リサイクルできない紙類・繊維類
宅配伝票

「①キッチンの油と貝殻と調理くず」以外の生ごみ

水気を切ってください。

水気を切ってください。

14 もえないごみ

平成29年4月からプラスチック類・木類は全てリサイクルしています。

商品の容器・包装以外のプラスチック製品は全てもえないごみです。

・洗面器、バケツ、調理用ボウル、調理用ザル、CDやDVDのプラスチックケース、カセットテープ、ビデオテープ、フロッピーディスクなどのケースと本体、プラスチック製規定など、フリーザーバッグ、タッパー、プラスチック製のハンガー、プラスチック製のおもちゃ(電池は④危険ごみ)、洗濯物干し、洗濯ばさみ、ストロー、歯ブラシ、コンビネーションスプーン、ボールペン、プラスチック製の食器

木製の製品はもえないごみです。
・まな板、木製スプーン、皿、木製のおもちゃなど

ガラス類・割れたびん・陶器類・ほ乳びん

金属類・刃物類

ゴム類はもえないごみです。
・再使用できないゴム長靴、ゴムホスなど、バレーボールなど

穴を開けて空気を抜いてください。

15 粗大ごみ

専用ごみ袋に入らないごみが粗大ごみになります。

専用収入証紙を貼ります

たんす、ソファ、ストーブ、ふとん、テーブル、自転車、じゅうたん

次のごみは収集できません。
テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、タイヤ、ピアノなど

大人1人で持ち上げられないものは収集できません。

16 かん

アルミ
アルミ缶の緑のマーク

アルミ缶

スチール
スチール缶の緑のマーク

スチール缶

次のものは⑩もえないごみで出してください。
缶詰、食用油の缶、塗料の缶

出すときの注意
缶詰はきれいに水洗いしてください。
中身はからっぽにしてください。
つぶさないでください。
たばこの吸い殻を絶対に入れないでください。

17 びん

黄色の指定容器に入れます

ふたは必ず取り除いてください。
プラスチックのふた → プラスチック製の容器包装
アルミ、鉄などのふた → かん

出すときの注意
食品調味料に使われている指は必ずことが難しいキャップはそのままに

びん
ふたがついたびんは収集することができません。びんは、中身を空にして、ふたをはずしてください。プラスチック製のふたは「②紙製容器包装」です。ふたがついたままのびんは「注意シール」を貼って、収集せず再度分別をお願いします。

次のものは⑩もえないごみです。
ほ乳びん、花びん、食用油のびん、割れたびんなど

18 ペットボトル

令和6年4月からラベルはがしを開始します **NEW!**

白い指定容器に入れます

必ず水洗いしてください。

ペットボトル
キャップとラベルはかならずはずしてください。
②プラスチック製の容器包装です

出すときの注意
のり付けされているものはがすことが難しいラベルはそのままに

食用油のボトルは洗って②プラ容器包装です。

ペットボトル
キャップがついたペットボトルは収集することができません。また、令和6年4月からはラベルがついたペットボトルも収集できなくなります。ペットボトルは、中身を空にして、キャップとラベルをはずしてください。キャップとラベルは「②プラスチック製の容器包装」です。キャップがついたままのペットボトルは「注意シール」を貼って、収集せず再度分別をお願いします。また、令和6年4月からは、ラベルが剥がれたペットボトルも同様に取り扱います。

19 オフィス系プラスチック廃棄物の分別徹底のお願い

事務所・工場・店舗等から排出されるプラスチックの廃棄物は産業廃棄物となりますが、従業員の方の個人的な飲食などで出た廃棄物は「オフィス系一般廃棄物」と位置づけ、家庭系ごみと同様に処理されています。ですが、プラスチック製の容器に紙が混ざっているなど、分別の不徹底により、ごみ処理場での処理に支障が出る場合があります。事務所・工場・店舗等においても「プラスチック製の容器包装」や「紙製容器包装・雑がみ」の分別徹底をお願いします。また、通常の家庭ごみと同様に、分別されていない事業系一般廃棄物についてもごみ処理場の受付をお断りする場合がありますのでご注意ください。

キャップ・ふたの分別について
※キャップとふたは、容器から必ず分離させてください。
以下のキャップ・ふたの分別については、材質によって次のとおり分別してください。

PETボトルのキャップ プラスチック製のふた アルミ製のキャップ ホームサイズシャンプーなどに付属するポンプ部分 住宅用洗剤に付属するトリガー部分 食パンなどの袋を留めるプラスチック製の留め具 テニスボールのボトルの中ふた 名刺ケースのふた ビール瓶の玉冠 アルミ缶のキャップ カレー粉の缶のふた 海苔の缶のふた 栄養ドリンクのふた カップ焼きそば、カップラーメンの紙のふた テコヨーヨーのキャップの紙のふた 雑貨品の紙箱のふた ワイドのふた 液体化製品のボトルの中ふた チューブ入り調味料の口のシール 紙パック飲料のストローの挿入口のシール バターやマーガリンの中ふた	②プラスチック製の容器包装
⑥かん ※リサイクルセンターの作業効率を考慮して、鉄、アルミのキャップ類は「⑥かん」に統一します。	⑥かん
⑩もえないごみ 材質によって変わります プラスチック製・紙製の容器包装 紙・②紙製容器包装・雑がみ 軟らかいアルミ…⑩もえないごみ	⑩もえないごみ

20 町が収集しないごみ

(ごみ処理場でも受け付けません)

産業廃棄物
魚骨などの漁業系産業廃棄物、農ラップなどの農業系産業廃棄物、会社の金属製事務機・ロッカー、建物解体時のごみなど

家電リサイクル法対象製品
テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン

処理困難なもの
農薬、消火器、たばこ、スプリングマットレスなど

専門店にお問い合わせください

買ったお店か、町の電気屋さんにご連絡ください。

21 町が収集しないごみ

(ごみ処理場でも受け付けません)

大量のごみが出た場合
引越しや大掃除で大量に出たごみは、ごみ処理場へ直接持ち込まず、許可業者に収集を依頼してください。(有料) いずれの場合も、それぞれ分別をしてください。

ごみ処理場
所在地 別海362番地の1(上風連方面)
受付時間 午前9時から午後4時
休日 日曜日、12月31日～1月3日、ゴールデンウィーク
TEL 0153-75-3812

指定容器と収入証紙は
別海町収入証紙売りさばき所
この看板のお店で買い求めください。

令和5年8月作成